

1. 鉄 道

(1) 鉄道及び軌道運転事故件数の推移

ア. JR(旅客、貨物)

年度	種類	列車衝突	列車脱線	列車火災	踏切障害	道路障害	人身障害	物損	計	(列車走行キロ) 百万キロ当り の事故件数	死傷者数 (死亡者数)
29		0	3	0	6	0	2	1	12	(39,831) 0.30	6 (2)
30		0	0	0	3	0	3	1	7	(39,013) 0.18	5 (2)
元		0	0	0	4	0	3	0	7	(39,881) 0.17	3 (1)
2		0	0	0	3	0	0	0	3	(38,358) 0.08	1 (0)
3		0	0	0	4	0	2	0	6	(37,175) 0.16	6 (4)
4		0	0	0	5	0	2	0	7	(37,788) 0.19	6 (1)

- (注) 1. 北海道運輸局資料による
2. 列車走行キロの単位 千キロ
3. 種類は、鉄道事故等報告規則による

イ. JR以外の鉄道

年度	種類	列車衝突	列車脱線	列車火災	踏切障害	道路障害	人身障害	物損	計	(列車走行キロ) 百万キロ当り の事故件数	死傷者数 (死亡者数)
29		0	0	0	0	0	0	0	0	(6,069) 0.00	0 (0)
30		0	0	0	0	0	0	0	0	(5,784) 0.00	0 (0)
元		0	0	0	0	0	0	0	0	(6,076) 0.00	0 (0)
2		0	0	0	0	0	0	0	0	(6,049) 0.00	0 (0)
3		0	0	0	0	0	0	0	0	(6,046) 0.00	0 (0)
4		0	0	0	0	0	0	1	1	(6,051) 0.17	0 (0)

- (注) 1. 北海道運輸局資料による
2. 列車走行キロの単位 千キロ
3. 種類は、鉄道事故等報告規則による

ウ. 軌 道

年度	種類	車両衝突	車両脱線	車両火災	踏切障害	道路障害	人身障害	物損	計	(車両走行キロ) 百万キロ当り の事故件数	死傷者数 (死亡者数)
29		0	0	0	0	0	0	0	0	(1,913) 0.00	0 (0)
30		0	1	0	0	1	0	1	3	(1,893) 1.58	1 (0)
元		0	1	0	0	3	0	0	4	(1,892) 2.11	5 (0)
2		1	0	0	0	1	0	0	2	(1,805) 1.11	1 (0)
3		0	0	0	0	3	0	1	4	(1,799) 2.22	6 (0)
4		0	2	0	0	0	0	0	2	(1,708) 1.17	0 (0)

- (注) 1. 北海道運輸局資料による
2. 車両走行キロの単位 千キロ
3. 種類は、軌道事故等報告規則による

エ. 索 道

年度	種類	索条切断	搬器落下	搬器衝突	搬器火災	人身障害	計	死傷者数 (死亡者数)
29		0	0	1	0	4	5	4 (0)
30		0	0	0	0	2	2	2 (0)
元		0	0	1	0	9	10	16 (0)
2		0	0	0	0	3	3	3 (0)
3		0	0	1	0	5	6	5 (0)
4		0	0	0	0	4	4	4 (0)

- (注) 1. 北海道運輸局資料による
2. 種類は、鉄道事故等報告規則による

(2) 踏切安全対策進捗状況

ア. 踏切道の推移

(単位:箇所)

種 別		年 度				
		30	元	2	3	4
J R	第 1 種	1,485	1,468	1,413	1,337	1,331
	第 2 種	0	0	0	0	0
	第 3 種	69	69	49	43	43
	第 4 種	116	114	98	83	82
	計	1,670	1,651	1,560	1,463	1,456
J R 以外	第 1 種	48	41	41	41	41
	第 2 種	0	0	0	0	0
	第 3 種	3	3	3	3	3
	第 4 種	3	3	3	3	3
	計	54	47	47	47	47
合 計	第 1 種	1,533	1,509	1,454	1,378	1,372
	第 2 種	0	0	0	0	0
	第 3 種	72	72	52	46	46
	第 4 種	119	117	101	86	85
	計	1,724	1,698	1,607	1,510	1,503

- (注) 1. 踏切道数は各年3月31日の現況
 2. 北海道運輸局資料による
 3. 平成27年度にJR江差線が道南いさりび鉄道株式会社に移行

イ. 踏切道の改良実績

(単位:箇所)

種 別		年 度				
		30	元	2	3	4
立 体 交 差	J R	0	0	0	0	1
	J R 以外	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1
構 造 改 良	J R	1	2	3	1	1
	J R 以外	0	0	1	1	0
	計	1	2	4	2	1
保 安 設 備	J R	1	0	1	1	0
	J R 以外	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	1	0

- (注) 1. 北海道運輸局資料による

2. 自 動 車

(1) 自動車特定整備事業の状況

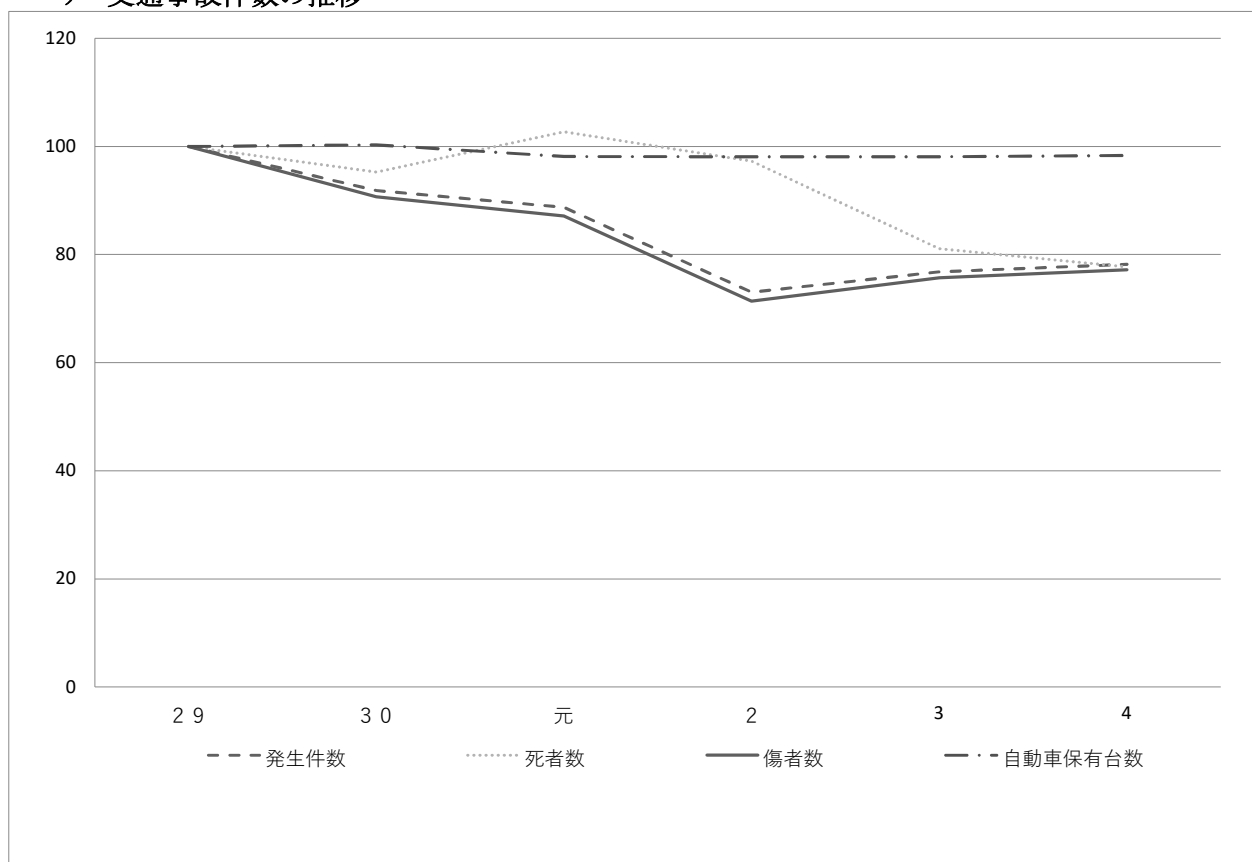
(令和5年3月31日現在)

支局別 項 目	認 証 工 場 数	認 定 工 場 数	指 定 工 場 数
札 幌	1,656	49	711
函 館	393	20	161
旭 川	673	39	256
室 蘭	411	14	188
釧 路	339	18	154
帯 広	340	31	141
北 見	367	19	168
局 計	4,179	190	1,779
全 国 計	91,343	2,571	30,144

(注) 1. 北海道運輸局資料による

(2) 全道の交通事故発生状況

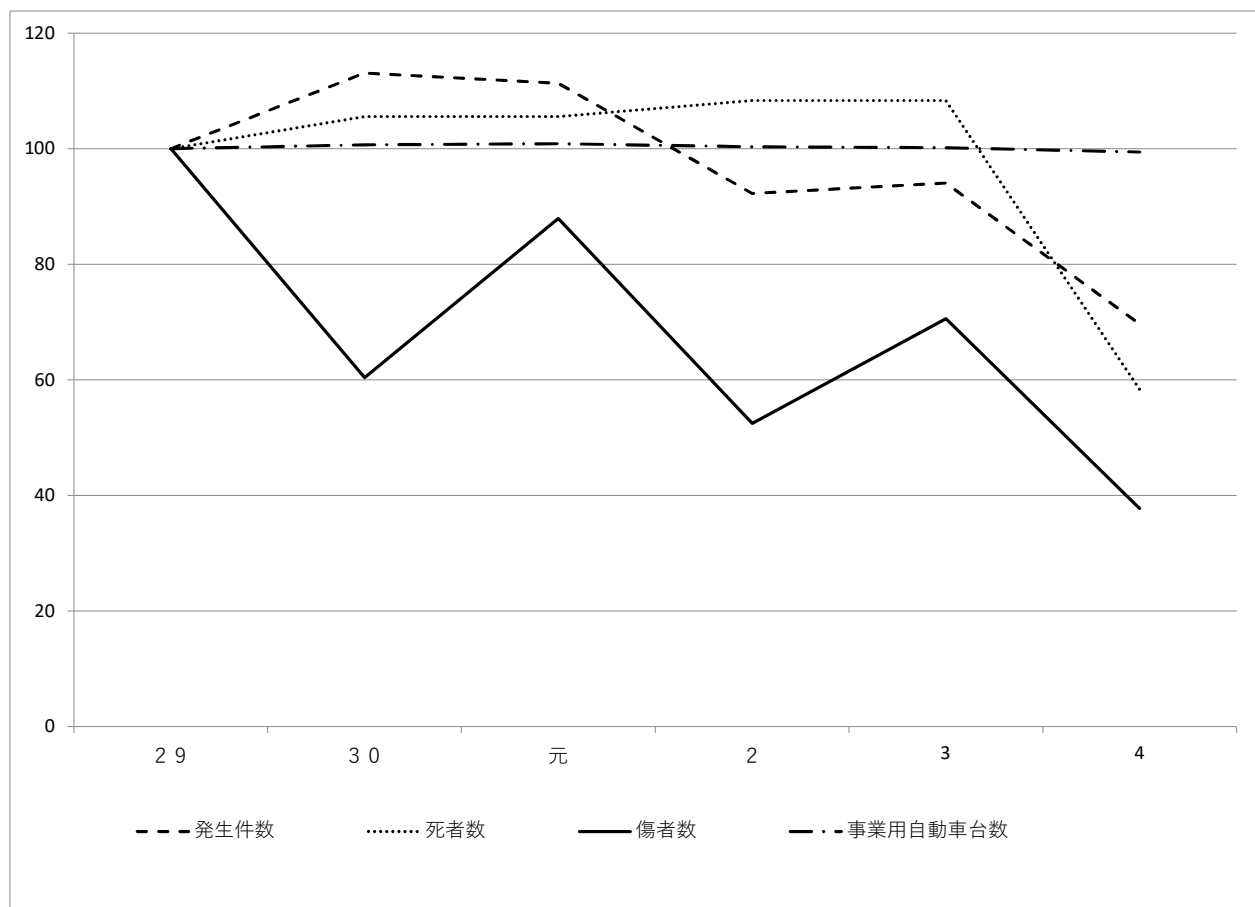
ア 交通事故件数の推移



種別		29	30	元	2	3	4
交通事故	発生件数	10,815 (100.0)	9,931 (91.8)	9,595 (88.7)	7,898 (73.0)	8,304 (76.8)	8,457 (78.2)
	死者数(人)	148 (100.0)	141 (95.3)	152 (102.7)	144 (97.3)	120 (81.1)	115 (77.7)
	傷者数(人)	12,673 (100.0)	11,494 (90.7)	11,046 (87.2)	9,043 (71.4)	9,598 (75.7)	9,785 (77.2)
自動車保有台数(千台) (各年12月末)		3,752 (100.0)	3,763 (100.3)	3,682 (98.1)	3,680 (98.1)	3,681 (98.1)	3,689 (98.3)
運転免許保有者数(千人) (各年12月末)		3,372 (100.0)	3,362 (99.7)	3,342 (99.1)	3,326 (98.6)	3,313 (98.3)	3,299 (97.8)

- (注) 1. 事故発生件数は北海道警察ホームページによる。
 2. 死者数、傷者数、運転免許保有者数は、北海道警察資料「北斗の安全」による。
 3. 自動車保有台数は、北海道運輸局資料による
 4. グラフ及び()内は、平成29年を100として表したもの

イ 事業用自動車重大事故件数の推移



種 別		暦 年					
		29	30	元	2	3	4
交通事故	発生件数	168 (100.0)	190 (113.1)	187 (111.3)	155 (92.3)	158 (94.0)	117 (69.6)
	死者数(人)	36 (100.0)	38 (105.6)	38 (105.6)	39 (108.3)	23 (63.9)	21 (58.3)
	傷者数(人)	265 (100.0)	160 (60.4)	233 (87.9)	139 (52.5)	187 (70.6)	100 (37.7)
事業用自動車台数(台) (各年12月末)		86,860 (100.0)	87,452 (100.7)	87,610 (100.9)	87,170 (100.4)	87,020 (100.2)	86,360 (99.4)

- (注) 1. 事故発生件数、死者数、傷者数及び事業用自動車台数は、北海道運輸局資料による
 2. グラフ及び()内は、平成29年を100として表したもの
 3. 事業用自動車台数は、被けん引自動車及び大型特殊自動車を除いた数

ウ 支局別事業用自動車の重大事故件数の推移

支局	業態	暦年					
		29	30	元	2	3	4
札幌	バス	177	221	182	131	147	181
	ハイタク	21	28	46	13	22	14
	トラック	50	48	49	39	41	36
	計	248	297	277	183	210	231
函館	バス	3	7	3	10	4	6
	ハイタク	2	4	1	1	3	2
	トラック	9	11	8	20	11	7
	計	14	22	12	31	18	15
旭川	バス	7	8	8	5	13	15
	ハイタク	3	2	3	4	3	1
	トラック	18	15	18	17	12	18
	計	28	25	29	26	28	34
室蘭	バス	12	7	8	8	13	12
	ハイタク	0	0	2	1	1	3
	トラック	14	24	19	15	16	11
	計	26	31	29	24	30	26
釧路	バス	4	1	4	2	0	1
	ハイタク	2	5	2	2	5	3
	トラック	9	12	12	14	16	9
	計	15	18	18	18	21	13
帯広	バス	3	2	4	2	6	3
	ハイタク	0	0	0	1	0	1
	トラック	10	4	14	9	18	9
	計	13	6	18	12	24	13
北見	バス	0	2	2	2	1	3
	ハイタク	1	3	0	2	0	0
	トラック	8	6	5	7	6	7
	計	9	11	7	11	7	10
局計	バス	206	248	211	160	184	221
	ハイタク	29	42	54	24	34	24
	トラック	118	120	125	121	120	97
	計	353	410	390	305	338	342

(注) 1. 北海道運輸局資料による

(3) 自動車事故対策における適性診断受診状況

		バス	ハイヤー タクシー	個人 タクシー	トラック	自家用	計
30	任意診断	(9) 1,964	(4) 292	202	(17) 9,771	(1) 897	(31) 13,126
	義務診断	1,159	3,202	275	8,161	228	13,025
元	任意診断	(6) 2,351	(4) 324	215	(10) 9,442	822	(20) 13,154
	義務診断	1,110	3,431	344	7,959	251	13,095
2	任意診断	(9) 1,914	249	199	(10) 8,882	(1) 678	(20) 11,922
	義務診断	784	2,868	281	7,149	180	11,262
3	任意診断	(10) 1,690	(4) 170	142	(7) 7,313	(1) 677	(22) 9,992
	義務診断	682	2,166	247	6,123	168	9,386
4	任意診断	(3) 1,855	(1) 125	122	(7) 7,364	(1) 738	(12) 10,204
	義務診断	900	2,330	263	6,188	150	9,831

- (注)
1. 独立行政法人自動車事故対策機構資料による
 2. 任意診断欄は、一般診断及び特別診断の合計
()内は、特別診断受診者数で内数
 3. 義務診断欄は、初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ・Ⅱの合計

(4) 支局別・事業者別運行管理者数

(令和5年3月31日現在)

支局別	業態	旅 客				貨 物					総 計	
		乗 合	貸 切	乗 用	特 定	計	特 積	そ の 他	特 定	特定二種		計
札 幌		320	517	733	28	1,598	452	4,121	24	1	4,598	6,196
函 館		66	66	85	4	221	128	636	4	0	768	989
旭 川		138	44	135	4	321	32	1,243	5	3	1,283	1,604
室 蘭		57	84	75	4	220	99	902	1	1	1,003	1,223
釧 路		27	36	66	4	133	78	651	8	0	737	870
帯 広		40	27	48	4	119	85	707	3	0	795	914
北 見		49	40	49	0	138	29	624	3	0	656	794
局 計		697	814	1,191	48	2,750	903	8,884	48	5	9,840	12,590

(注) 1. 北海道運輸局資料による

(5) 整備管理者選任状況

(令和5年3月31日現在)

事業の種類	届出数	事 業 者 数	選任届出本拠数	整備管理者数
事業用	バ ス	331	432	776
	ハ イ ・ タ ク	290	331	675
	ト ラ ッ ク	4,445	5,057	6,324
	軽自動車(トラック)	102	151	164
自家用	レ ン タ カ ー	638	906	1,107
	そ の 他	5,096	5,588	6,105
計		10,902	12,465	15,151

(注) 1. 北海道運輸局資料による

(6) 自動車騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	時間の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下
<p>(屋内指針の特例)</p> <p>幹線交通を担う道路に近接する空間内に立地する個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。</p>		

(注) 1. 北海道環境生活部資料による

A地域 : 専ら住居の用に供される地域

B地域 : 主として住居の用に供される地域

C地域 : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

幹線交通を担う道路 : 高速自動車国道、一般国道、道道、市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間)、自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間 : 幹線交通を担う道路が2車線以下の場合にあっては道路端から15メートル以内の範囲にある地域、2車線を超える場合にあっては道路端から20メートル以内の範囲にある地域

(7) 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく指定

	指 定 市 町 村	計
空知 総合振興局	夕張市、岩見沢市(旧北村区域除く)、美唄市、三笠市、歌志内市、芦別市、赤平市、 滝川市、砂川市、深川市、上砂川町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、 浦臼町、新十津川町、妹背牛町、雨竜町	20
石狩 総合振興局	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市(旧石狩市区域)、当別町	7
後志 総合振興局	小樽市、余市町、仁木町、泊村、岩内町、共和町、倶知安町、喜茂別町、留寿都村	9
胆振 総合振興局	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市(旧伊達市区域)、洞爺湖町(旧虻田町区域)、 豊浦町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町(旧鶴川町区域)	10
日高 総合振興局	平取町、日高町(旧門別町区域)、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町	6
渡島 総合振興局	函館市(旧函館市区域)、木古内町、北斗市、七飯町、森町(旧森町区域)、 八雲町(旧八雲町区域)、長万部町	7
檜山 総合振興局	江差町、厚沢部町	2
上川 総合振興局	旭川市、士別市(旧士別市区域)、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、 比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、 剣淵町、美深町	17
留萌 総合振興局	留萌市、小平町、羽幌町	3
宗谷 総合振興局	稚内市	1
オホーツク 総合振興局	北見市(旧常呂町区域除く)、網走市、紋別市、大空町(旧女満別町区域)、美幌町、 遠軽町(旧遠軽町区域)、湧別町(旧上湧別町区域)、興部町	8
十勝 総合振興局	帯広市、芽室町、清水町、音更町、幕別町(旧幕別町区域)、池田町、足寄町、豊頃町、 浦幌町、大樹町	10
釧路 総合振興局	釧路市(旧阿寒町区域除く)、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町	6
根室 総合振興局	根室市、中標津町	2
計		108

- (注) 1. 北海道環境生活部資料による
2. 上記を除く道内全域については、「北海道スパイクタイヤ対策条例」により
スパイクタイヤの使用が制限されている

3. 船 舶

海難発生状況の推移

種類別	区 別	船 舶 海 難 (隻)				
	曆 年	30	元	2	3	4
衝突		30	12	13	18	21
単独衝突		6	12	9	5	7
乗揚		4	10	8	12	4
転覆		4	7	5	5	11
浸水		7	6	6	11	6
火災		3	6	5	3	2
爆発		0	0	1	0	0
運航不能		38	42	32	32	40
推進器・舵障害		8	6	9	6	12
機関故障		25	10	5	10	14
無人漂流			5	10	7	5
その他		5	21	8	9	9
その他(船位喪失、船体行方不明等)		3	1	0	0	1
計		95	96	79	86	92

内容別	区 別	事 故 者 数 (人)				
	曆年	30	元	2	3	4
船舶海難による死亡・行方不明者		2	12	3	4	29
船舶海難によらない乗船者の人身事故		81	86	71	82	78
海中転落		10	10	14	9	12
負傷		43	41	30	46	49
病気		25	31	24	27	16
その他		3	4	3	0	1
船舶海難によらない死亡・行方不明者		20	19	17	15	11

(注) 1. 第一管区海上保安本部資料による

2. 船舶海難隻数は、「要救助海難」及び「不要救助(救助を必要としなかったもの)海難」の合計値

3. 衝突とは、他の船舶との接触により損傷を生じたもの

4. 単独衝突とは、物件(岸壁、防波堤、漂流物等)との接触により損傷を生じたもの

5. 平成30年に海上保安庁で海難定義・海難種類の見直しがあったことから、それに合わせた記載としている

4. 航 空

道内の航空事故発生状況の推移

年	区分 航空機の 種類別		発生 件数	航 空 事 故 の 内 訳							
				人 員 の 損 傷 程 度				主 たる 原 因			
				死 亡	重 傷	軽 傷	小 計	の操 過縦 失者	過 整 備 の 失	故機 障材 等の	そ の 他
29	大 型 飛 行 機					0					
	小 型	飛 行 機				0					
		回 転 翼				0					
		滑 空 機				0					
		そ の 他				0					
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	大 型 飛 行 機					0					
	小 型	飛 行 機	1			0				1	
		回 転 翼	1			0				1	
		滑 空 機				0					
		そ の 他				0					
		小 計	2	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
元	大 型 飛 行 機					0					
	小 型	飛 行 機				0					
		回 転 翼				0					
		滑 空 機				0					
		そ の 他				0					
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	大 型 飛 行 機					0					
	小 型	飛 行 機	1		2	2					1
		回 転 翼				0					
		滑 空 機				0					
		そ の 他				0					
		小 計	1	0	2	0	2	0	0	0	0
合 計	1	0	2	0	2	0	0	0	0	1	
3	大 型 飛 行 機					0					
	小 型	飛 行 機				0					
		回 転 翼				0					
		滑 空 機	2	2	2	4					2
		そ の 他				0					
		小 計	2	2	2	0	4	0	0	0	0
合 計	2	2	2	0	4	0	0	0	0	2	
4	大 型 飛 行 機										
	小 型	飛 行 機									
		回 転 翼									
		滑 空 機									
		そ の 他	1		1	1		1			
		小 計	1	0	1	0	1	0	1	0	0
合 計	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	

- (注) 1. 運輸安全委員会資料による
2. 航空機の種類別の「その他」は、超軽量動力機